

○総務省令第四十号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）の施行に伴い、及び日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）を実施するため、日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令

日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようにより改める。

改正後	改正前
<p>(郵便局の設置基準等)</p> <p>第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所(関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所(関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された地域</p> <p>〔七 略〕</p>	<p>(郵便局の設置基準等)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第二項の規定により公示された地域</p> <p>〔七 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。